

平成 30 年 第 9 回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成 30 年 9 月 28 日（金）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 武田 堆雄

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長、

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 4 号)(教育費)に対する意見について

(2) 平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 5 号)(教育費)に対する意見について

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)

(4) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 2)

(5) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 3)

(6) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 4)

(7) 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 30 年第 9 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、日程第 4「専決事務報告」において、「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事」案件 1 件を追加したいと思います。このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

それでは、日程第 1、「前回会議録の承認」についてですが、8 月 23 日開催の第 8 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2、「会議録署名委員の指名」につきましては、相原委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に、日程第 3、「教育長報告（1）一般事務報告」について、教育部長、報告をお願いします。

相澤教育部長

資料は 3 ページと 4 ページとなります。私からは、9 月 4 日から 27 日までの会期で行なわれました「平成 30 年第 4 回名取市議会定例会」の関係についてご報告いたします。

まず、教育委員会関係の一般質問ですが、6 名の議員から 28 件の質問がありました。そのうち教育長答弁が 18 件、市長答弁が 10 件でありました。一般質問の内容といたしましては、7 点ございました。「教育環境の向上について」、「教育環境の改善について」、「公民館運営について」、「学校の暑さ対策について」、「総合教育会議について」、「高齢者・障がい者に優しいまちづくりについて」、「児童生徒が快適に学習できる環境整備について」でありました。

また、総括質疑につきましては、4 名の議員から 5 件の質疑がありましたが、全て市長答弁

でありました。総括質疑の主な内容につきましては、「就学援助費について」、「通学路の安全点検による危険箇所の把握と対策の進捗状況について」、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業について」、「学校図書館蔵書管理システムについて」、「学校施設等の教育環境整備について」の5点でありました。

これらにつきましては、適宜回答しておりますが、その内容につきましては、別冊の資料をお配りしておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

また、「平成30年度名取市一般会計補正予算(第4号)及び(第5号)(教育費)」につきましては、後ほどの専決事務報告でご説明いたしますが、原案のとおり議決されております。

その他、「名取市教育委員会委員の任命について」ですが、お手元に配布しております資料のとおり市長から提案がなされ、原案のとおり佐藤俊隆氏を任命することについて、議会の同意を得られております。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課から1点説明いたします。

4ページ30番になります。9月23日に「平成30年度9月非常勤嘱託職員(公民館学習支援員)採用試験」を行っております。今回の受験者数ですが、公民館学習支援員が1名の募集に対し、3名が受験しております。試験の結果につきましては、公民館学習支援員について合格者が1名となっております。なお、合格者につきましては10月1日から勤務に就いていく予定となっております。以上です。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

3点お話しいたします。

1点目は、3ページ2番。「名取市特別支援教育研修会」です。市内の特別支援学級担任、教員補助者、特別支援教育支援員、52人が参加しました。下増田小学校の鈴木香織先生から「発達障害のある児童生徒への支援の在り方」についてご講義をいただき、その後、小グループに分かれて情報交換を行いました。2学期の指導に生かすことのできる研修となりました。

2点目は、3ページ25番。「志教育支援事業第2回あいさつ運動」です。名取駅、美田園駅の2か所で実施しました。参加した児童生徒数は、75人です。メッセージカード入りのポケットティッシュを配りながら、元気に、さわやかなあいさつ運動を行うことができました。

3点目は、4ページ31番。「小体連陸上大会」です。26日は、グラウンドコンディション不良のため中止。予備日の27日も雨天のため中止となり、残念ながら今年度は実施することはで

きませんでした。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課から報告いたします。内容は全て「地区民体育大会」になります。3 ページ 12 番、9 月 2 日「高館地区民体育大会」は開催されましたが、13 番、「増田西地区民体育大会」は、グラウンドコンディションが悪く中止となりました。同じく 21 番、9 月 8 日「閑上地区民体育大会」は開催されましたが、22 番、23 番、24 番。9 月 9 日開催の「増田地区民体育大会」、「館腰地区民体育大会」、「愛島地区民体育大会」は、雨のため中止となりました。4 ページ 27 番、28 番。9 月 15 日「名取が丘地区民体育大会」並びに「那智が丘地区民体育大会」は開催されました。4 地区で行われました「地区民体育大会」では、大きな事故もなく無事終了いたしました。以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

2 点説明いたします。

1 点目は、3 ページ 4 番です。8 月 25 日から 26 日の 2 日間に渡り、「国民体育大会東北ブロック大会兼第 45 回東北総合体育大会空手道競技」が開催されました。大会前日の 8 月 24 日午後 6 時から競技会関係者による歓迎レセプションが行われました。開会式は 8 月 25 日午前 8 時 30 分、閉会式は 8 月 26 日 11 時に行われました。大変暑いところ、委員の皆様には出席頂きありがとうございました。参考までに成績につきましては、宮城県は 10 種目中 5 種目で 1 位を取っており、団体組手では宮城が第 1 位という結果で、総合では宮城県が優勝で終了いたしました。なお、本日、第 2 回の実行委員会を開催いたしまして、一切が終了ということで解散となっております。

2 点目は、同じく 3 ページ 7 番です。8 月 27 日の午後 1 時 30 分から、「第 9 回 歴史文化基本構想等策定委員会」を開催しました。前回の委員会の際に出された修正案、及び構想の第 III 章部分についての審議を行い、全体の内容として承認を頂きました。第 9 回をもってここで一区切りがつき、後は、事務局で整理していただきたいということの了解を得ております。今後は、順を追って教育委員会の委員の皆さんにお諮りするという段取りになりますので、その際にはどうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、「(2) 行事予定」について説明をお願いします。

相澤教育部長

資料は5ページと6ページとなります。私からは、5ページ4番。10月1日に「平成30年第2回教育委員会臨時会」を、午後2時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

また、次回の定例会、及び懇話会の日程等につきましては、後ほどの協議の際にお願いいたします。

あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課は特にございませぬ。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

3点お話いたします。

1点目は、5ページ12番。「閑上小中学校学校説明会」です。閑上小中学校へ入学・転学を希望、検討している保護者、小中一貫教育に興味のある方を対象に、学校説明会を実施します。現時点では、保護者、幼児、児童、合わせて130人の参加の希望があります。学校概要の説明、校舎施設の見学を行い、希望者には、個別相談会を実施する予定です。

2点目は、5ページ14番、6ページ37番の「心身障害児就学指導委員会」です。就学指導委員会は、例年2回実施しています。平成31年度就学予定児童、在学児童生徒の適切な就学について審議いたします。

3点目は、6ページ49番。「志教育推進事業4校情報交換会」です。あいさつ運動や各学校での志教育をどう進めているかについて発表しあい、今後の取組への意欲を高めていきたいと思ひます。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

それでは生涯学習課から説明いたします。内容は全て公民館まつりになります。5 ページの 23 番。10 月 14 日「名取が丘公民館まつり」について、開催時間の訂正をお願いいたします。9 時からと記載がありますが、開場時間が 9 時からで、開会時間は 9 時 20 分からとなります。次に 6 ページ 31 番。10 月 21 日「館腰公民館まつり」ですが、開始時間 9 時 30 分と記載がありますが、9 時からに訂正をお願いいたします。次に、同じく 43 番。10 月 28 日「閑上公民館まつり」が開催され、10 月中には、3 地区で「公民館まつり」が開催されます。別紙としまして「平成 30 年度の公民館まつり」の時間等の一覧表を添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

4 点説明いたします。

1 点目は、5 ページ 2 番です。9 月 30 日「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰」が午前 10 時から名取市文化会館大ホールで開催されます。市制施行 60 周年記念式典の中で行われます。今回のスポーツ顕彰者は、特別功績賞 2 名、功績賞個人が 105 名で、個人合計は 107 名。功績賞団体 6 団体となっています。当日は、委員の皆様のお出席、よろしくをお願いいたします。

2 点目は、同じく 13 番です。10 月 8 日体育の日午前 9 時から、「第 47 回名取市総合スポーツ祭健康づくりトータルスポーツ大会」が、名取市民球場で開会式が行われます。当日は、ニュースポーツの実技や健康運動体験などが行われ、会場は、十三塚公園、名取市民体育館となります。

3 点目は、6 ページ 32 番です。10 月 21 日午前 10 時から、「藤原実方歌よみめぐり」を、道祖神社を会場に開催します。本日 28 日も、名取駅コミュニティプラザで第 2 回目の「初心者のための短歌教室」を開催しておりますが、当日は最終回を兼ね、道祖神神楽、琴、篠笛演奏、お茶席などの祭事を行いまして、楽しめる内容となっております。

4 点目は、同じく 42 番です。10 月 27 日から 28 日の 2 日間、午前 9 時 30 分から「第 44 回なとり文化芸術祭」を名取市文化会館で開催します。開会式は、2 日目の 28 日午前 10 時から大ホールで行います。芸能発表は、28 日のみ行います。その他、お茶席や作品の展示は、2 日間とも開催されます。是非、委員の皆様にはお時間がございましたら足を運んで頂きたいと思います。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4、「専決事務報告」に入ります。

専決事務報告(1)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(1)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について」ですが、資料は、7ページから9ページとなります。本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、平成30年8月20日付けで市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催のいとまがなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、8月27日専決し、「異議がない」旨回答しましたので「同条第2項」の規定により報告するものであります。

補正予算の詳細につきましては、資料の9ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入はありません。歳出予算について説明をいたします。

はじめに10款2項1目「小学校の学校管理費」ですが、「11節需用費」修繕費の増額補正です。これは、小学校管理費におきまして、新たに地方債の充当が認められたことを受け、洋式便器の設置率の低い相互台小学校の6台の洋式便器を追加で改修するために増額補正するものです。なお、補正後の相互台小学校の洋式便器の改修の状況は、当初予算分の4台に加え、合わせて合計10台となります。今回10台の改修を行うことによりまして、相互台小学校の洋式便器の数は、41台中19台となり、洋式便器設置率46%となります。

次に、10款5項2目「公民館費」につきましては、「11節需用費」の増額補正です。これは、12月に開館予定の増田公民館にかかる事務・調理用などの消耗品の購入、及び施設パンフレットを作成するためのものです。

次に、10款5項4目「図書館費」ですが、これは新図書館開館に伴うもので、12月の供用開始直後におきまして、一時的な駐車場不足が見込まれることから、臨時的な駐車場としての民間駐車場の借上料、ならびに関連する警備委託料を新たに措置するものであります。

具体的には、「13節委託料」は、現在の図書館における備品等廃棄委託料と、新図書館に関する駐車場警備委託を措置するもので、この警備委託料につきましては、この後で説明する民間駐車場に関するものです。「14節使用料及び賃借料」は、新図書館の開館により、駐車場不足が見込まれることから、民間駐車場を借り上げるための駐車場借上料を増額補正するものです。

次に、10款5項7目「文化会館管理運営費」につきましては、市が実施する公共施設の長寿命化事業に対し、新たに地方債の充当が認められたことを受け、文化会館の長寿命化のための修繕料等を追加措置するものであります。

具体的には、「11 節需用費」では、修繕料におきまして、長期修繕計画に修繕メニューの中から前倒しできるものを増額補正するもので、今回は、舞台設備や電気、空調設備などを修繕するものであります。「18 節備品購入費」では、機械器具費といたしまして、大ホールと中ホールのピンスポット、これは舞台照明になりますが、これを更新するものです。

次に、10 款 6 項 2 目「保健体育費」につきまして、「13 節委託料」、「閑上スポーツグラウンド設備設計等委託料」ですが、当初、パークゴルフをメインとした「レクリエーション・スポーツ広場」の整備として予算措置をしておりましたが、復興交付金を活用した「多目的広場整備事業」で行うこととなりました。このことにより、設計委託料の大幅な減額となりますことから減額補正を行うものです。

次に、11 款 6 項 2 目「社会教育施設災害復旧費」でございます。「13 節委託料」ですが、現在の増田公民館を移設することにより排出される備品等を処分するため「廃棄委託料」を措置するものです。

以上、歳出予算の合計は、6,537 万 5 千円の増額となります。説明は以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった補正予算の内容について、ご質疑等ございませんか。

相原委員

10 款 6 項 2 目の閑上スポーツグラウンド整備は、補助金の出所が違うということになると多目的広場に変更になるということで、歳出の項目が変わっただけなのですか。中身は変わらないのですか。

渡辺文化・スポーツ課長

当初から、設計委託料ということで、一般会計の予算として措置していたところでありましたが、先程部長から説明のあったとおり、パークゴルフから多目的グラウンドで交付金事業が活用できる、活用しよう、となったものですから、交付金事業からの整備の考え、費用を活用しようということになりまして、その金額で設計委託が圧縮され、そもそも措置していた額の半分以上を減額ということで、元々この枠内には予算があったものです。

相澤教育部長

補足をいたしますと、3 月の定例教育委員会で、現状の閑上のスポーツグラウンドにつきましては、パークゴルフをメインとした整備というもので、ご説明をさせていただきました。その後、財源等について、市長部局との調整というものをしてきた経緯がございます。そのような中で、なかなか今の現状を、パークゴルフ場まで整備することは、今すぐということでは困難であろうというところの判断に至りまして、当面は多目的広場で利用をして、多目的広場というのは当然何でも出来るのですが、グランドゴルフも出来る、子ども達のサッカーも出来る、といった多目的グラウンドを一旦整備いたしまして、3 月にお示ししたパークゴルフ場につきましては、今後、財源を見ながら整備していこうということとなった次第で

ございます。今回この多目的広場を整備することによって、次にパークゴルフ場を整備する時に、二重投資になるのではないかとということも考えられますけれども、そういったことではなく、一旦多目的広場で整備をして、広場として活用しながら、将来的にはパークゴルフ場あるいはその時点での必要な運動施設、そういったものを整備していきたいということで、多目的広場として一旦整備させていきたいというところでございます。

瀧澤教育長

他にご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(1)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について」は、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(1)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第4号)(教育費)に対する意見について」は、報告のとおり承認いたします。

次に、専決事務報告(2)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第5号)(教育費)に対する意見について」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(2)「平成30年度名取市一般会計補正予算(第5号)(教育費)に対する意見について」ですが、資料は、10ページから12ページとなります。本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、平成30年9月11日付けで市長から意見を求められたところであり、前の専決事務報告同様、教育委員会開催のいとまがなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、9月12日専決し、「異議がない」旨回答しましたので「同条第2項」の規定により報告するものであります。

補正予算の詳細につきましては、資料の12ページによりご説明いたします。歳入、歳出ではありませんので、債務負担行為についての説明となります。今年の夏は、例年になく厳しい暑さが続きました。来年度以降もこのような酷暑が予想されることから、夏の暑さ対策として、学校環境衛生マニュアルに則した快適な教育環境整備を図るため、来年の夏までの設置を目指し、小学校、中学校、義務教育学校のすべての普通教室、職員室、校長室、図書室

に合わせて 355 台のエアコンを設置するため、「小中学校空調設備借上料」として、平成 41 年度を終期とする 12 億 5 千万円の債務負担行為を設定するものであります。説明は以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(2)「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 5 号)(教育費)に対する意見について」は、報告のとおり承認したいと思います、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(2)「平成 30 年度名取市一般会計補正予算(第 5 号)(教育費)に対する意見について」は、報告のとおり承認いたします。

次に、専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その 1)」ですが、資料は、13 ページから 14 ページとなります。別冊の専決事務報告資料につきましては、2 ページから 38 ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第 7 条第 1 項」の規定に基づき、平成 30 年 8 月 29 日付けで名取市手倉田在住の住民の方から、「名取市文化会館の管理運営に関する基本協定書、年度協定書ほか」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、「同条例第 10 条」に規定する非開示情報は含まれていないことから「全部開示」とし、「同条例第 8 条第 1 項」において「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号」の規定に基づき、9 月 11 日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条例第 2 項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、詳細について文化・スポーツ課から説明をいたさせます。

渡辺文化・スポーツ課長

専決事務報告資料をご覧になって頂きたいと思います。(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)」ということですが、ここに記載がありますように、「名取市文化会館の管理運営に関する基本協定書」、「平成29年度並びに平成30年度の年度協定書」、そして、「名取市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の管理運営に関する基本協定書」、「平成29年度、平成30年度の年度協定書」になりますが、その資料の2ページにありますように、8月29日付で行政文書の開示請求がありました。先程の部長の説明にもございましたように、名取市の情報公開条例の各規定に基づきまして、専決によりお手元の委員会資料14ページになりますが、開示決定通知書のとおり、9月11日付で回答したところでございます。回答につきましては、文書の中身全てに非開示情報が含まれていないことから、全部開示ということと回答したものでございます。

具体的な内容につきましては、3ページから15ページまでが文化会館の管理運営に関する基本協定書となっております。続いて16ページから19ページは平成29年度、30年度の年度協定書でございます。続いて20ページから35ページには、市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の管理運営に関する基本協定書、36ページから38ページに平成29年度と30年度の年度協定書ということで、ここに記載された写しのとおりでございますが、以上のとおり回答しているところでございます。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

武田教育長職務代行委員

開示請求の意図が読み取れないですね。

瀧澤教育長

開示請求に際しては、特に目的などは聞かないです。

武田教育長職務代行委員

このような開示請求をお願いしますという場合には、こういう訳でこの資料を見たい、開示して欲しい、といった目的とかは書いていない。ただ、これだけを開示してくださいということですので、意図が分からない訳ですよ。

瀧澤教育長

そうですね。開示請求に際しては、何を開示して欲しいかということだけです。

相澤教育部長

資料14ページで申しますと、これは教育長から申請者宛の通知書になりますが、内容的にはこれと同じで、行政文書の内容というものを記載して請求をいただき、目的については必要ないこととなっております。

瀧澤教育長

その他、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)」については、報告のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(3)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)」は、報告のとおり承認いたします。

次に、専決事務報告(4)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(4)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)」ですが、資料は、15ページから16ページとなります。別冊の専決事務報告資料では、39ページから45ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第7条第1項」の規定に基づき、平成30年9月11日付けで仙台市に所在する法人から、「平成31年度使用小学校全教科及び中学校道徳教科用図書の採択に関する資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、「同条例第10条」に規定する非開示情報は含まれていないことから「全部開示」とし、「同条例第8条第1項」において「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号」の規定に基づき、9月18日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、詳細について学校教育課から説明をいたさせます。

大友理事兼学校教育課長

別冊資料の39ページからご覧ください。開示請求があったものは、株式会社教育出版東北支社から、「平成31年度使用小学校全教科及び中学校道徳教科用図書の採択に関する資料」で、「各市町村教育委員会の採択希望集計表」と、「各市町村学校の採択希望集計表」についてで

す。それぞれの市、町、村が、どのような教科書を採択していたか、そしてその内訳として、各学校がどの教科書を採択していたかの、資料の請求がありました。特に、中学校の道德について、教育出版が力を入れていたということで、そこから情報の開示請求があったものと思われる。以上です。

瀧澤教育長

補足をいたしますと、仙台教育事務所管内13市町村で教科書採択については広域採択で協議会を作っておりますが、その仙台教育事務所管内の教科用図書採択協議会に対する開示請求については、事務局の市町村の情報開示の条例等に基づき、その事務局の市町村が対応することになっております。昨年度から名取市が事務局となっておりますことから、名取市に請求があり、仙台教育事務所管内13市町村の状況について開示をしたということになります。

只今の説明について、ご質疑等ございませんか。

武田教育長職務代行委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、他の出版社、教科書会社からは、管内の事務局である名取市に開示請求というのは無いのですね。

大友理事兼学校教育課長

ございません。

武田教育長職務代行委員

教育出版社さんは、他の広域採択事務局に同じような開示請求をしているかどうかというのはいかがですか。

大友理事兼学校教育課長

情報は持っておりません。

武田教育長職務代行委員

非常に珍しいというか、ここまで調べて、自分たちの教科書がどのように採択されたかどうかというのを調べている。

相原委員

ひとつも採択になっていないから、相当ショックを受けて調べているのではないのでしょうか。

武田教育長職務代行委員

そのような思いもあって、開示請求したということでしょうか。

瀧澤教育長

名取市の前は塩竈市が事務局だったのですが、複数の教科書出版会社から開示請求があった年もあったようです。今回については、1社からの開示請求ということでありましたが、そこは、開示請求する側のお考えに基づいて請求するのかなと思います。

その他、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等無し。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(4)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)」は、報告のとおり承認したいと思います、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その2)」は、報告のとおり承認といたします。

次に、専決事務報告(5)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3)」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(5)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3)」ですが、資料は、17ページから18ページとなります。別冊の専決事務報告資料では、46ページから58ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第7条第1項」の規定に基づき、平成30年9月12日付けで名取市高館在住の住民の方から、「平成30年第7回教育委員会定例会で配布された資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、「同条例第10条」に規定する非開示情報は含まれていないことから「全部開示」とし、「同条例第8条第1項」において「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号」の規定に基づき、9月20日専決をし、開示決定を行いましたので、「同条例第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、詳細について庶務課から説明をいたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

別冊資料46ページをご覧ください。本行政文書の情報開示につきましては、「7月30日に開

催された、平成30年第7回教育委員会定例会で配付された資料」について全部開示するものです。行政文書の内容は、別冊資料47ページから58ページのとおりであります。この内容は、既に委員の皆様はご承知の内容でありますので、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等無し。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(5)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3)」は、報告のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(5)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その3)」は、報告のとおり承認いたします。

次に、専決事務報告(6)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4)」、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

専決事務報告(6)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4)」ですが、資料は、19ページから21ページとなります。別冊の専決事務報告資料では、59ページから81ページとなります。

本件につきましては、「名取市情報公開条例第7条第1項」の規定に基づき、平成30年9月13日付けで名取市増田に所在する法人から、「第20号名取市立増田西小学校北校舎解体工事(平成26年度)ほか2件の金入り設計書」について開示請求がありました。

請求された行政文書には、「同条例第10条第6号」に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、「同条例第8条第1項」において「開示請求のあった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項第3号」の規定に基づき、9月20日専決をし、部分開示決定を行いましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

以上ですが、詳細について庶務課から説明をいたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

別冊資料59ページをご覧ください。本行政文書の情報開示は、「第20号名取市立増田西小学校北校舎解体工事（平成26年度）、第122号名取市立閑上小学校校舎解体工事（平成28年度）、及び第129号名取市立閑上小学校体育館等解体工事（平成28年度）」の金入り設計書について、部分開示としたものです。行政文書の内容は、別冊資料61ページから81ページまでのとおりですが、全部開示としない理由は、設計書開示の場合は、詳細単価までは公表しないこととしていることから、このような部分開示となったものであります。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

相原委員

請求者の㈱イーストコア名取営業所というのは、何を専門にしている会社なのですか。

大友教育部次長兼庶務課長

この会社は、産業廃棄物などの処理とか解体とか、土木工事等も行う業者です。今回は、解体工事がメインの請求となっております。

瀧澤教育長

その他、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等無し。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(6)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4)」は、報告のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(6)「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その4)」は、報告のとおり承認いたします。

次に、追加案件についてお願いいたします。

「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」を専決事務報告(7)として追加提出をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

専決事務報告(7)「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」ですが、本件

は、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については、別途作成)

以上で、専決事務報告に関する秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後3時41分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____